

# 地階における住宅等の居室に設ける開口部及び防水層の設置方法を定める件

平成十二年五月三十一日

建設省告示第千四百三十号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二十二條の二第一号イ及び第二号イ(1)の規定に基づき、地階における住宅等の居室に設ける開口部及び防水層の設置方法を次のように定める。

第一 住宅等の居室の開口部は、次に定めるところにより設けられていることとする。

一 次のイ又は口のいずれかに掲げる場所に面すること。

イ 居室が面する土地の部分掘り下げ設けるからぼり(底面が当該開口部より低い位置にあり、かつ、雨水を排水するための設備が設けられているものに限る。)の次に掲げる基準に適合する部分

(1) 上部が外気に開放されていること。

(2) 当該居室の外壁からその壁の面するからぼりの周壁までの水平距離が一メートル以上であり、かつ、開口部の下端からからぼりの上端までの垂直距離(以下「開口部からの高さ」という。)の十分の四以上であること。

(3) (2)の基準に適合する部分の当該居室の壁に沿った水平方向の長さが二メートル以上であり、かつ、開口部からの高さ以上であること。

ロ 当該開口部の前面に、当該住宅等の敷地内で当該開口部の下端よりも高い位置に地面がない場所

二 その換気に有効な部分の面積が、当該居室の床面積に対して、二十分の一以上であること。

第二 住宅等の居室の外壁等には、次に掲げる方法により防水層を設けることとする。

一 埋戻しその他工事中に防水層が損傷を受けるおそれがある場合において、き裂、破断その他の損傷を防止する保護層を設けること。

二 下地の種類、土圧、水圧の状況等に応じ、割れ、すき間等が生じることのないよう、継ぎ目等に十分な重ね合わせをする等の措置を講ずること。

## 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

